

労災保険関係

Q 海外出張に労災保険の適用はあるか

このたび、インドに事業所を開設する予定です。社員を現地に2週間程度出張させます。万が一、社員が行き帰りの飛行機事故で死亡した場合、労災保険の適用が受けられるでしょうか。海外赴任用の特別加入があると聞きましたが、その適用を受けることになるのでしょうか。

(愛媛県 A社)

A 勤務の実態が「海外派遣」ではなく「海外出張」であれば、特別加入をせずとも原則として労災の適用が受けられる

回答者 相樂雅子 さがら みやこ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. はじめに(海外派遣者の特別加入制度とは)

労災保険は、本来、国内にある事業場に適用され、そこに就労する労働者が給付の対象となる制度です。そのため、海外の事業場で就労する人は労災保険の対象とはなりません。国内の事業場で就労していた人が転勤命令等で海外の事業場に派遣された場合についても海外の事業場で就労する限り同様です。

このような人については、通常、その国の災害補償制度の対象となりますが、外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあることから、海外に派遣された人についても労災保険の給付を受けられるようにしたのが「海外派遣者の特別加入制度」です。

海外派遣者として特別加入をすることができる範囲は、[図表1]のとおりです。

2. 「海外出張」と「海外派遣」の区別について

国内の事業場で就労していた人が海外で業務に従事するケースには、さまざまなものがありますが、大きく区分すると「海外出張」の場合と「海外派遣」の場合が考えられます。

海外出張者	単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その国内の事業場の使用者の指揮に従って勤務する人
海外派遣者	海外の事業場に所属して、その海外の事業場の使用者の指揮に従って勤務する人

「海外出張者」と「海外派遣者」のどちらに当たるかは、勤務の実態によって総合的に判断されるものであり、会社内の呼称の用い方や海外滞在期間の長短は、判断基準にはなりません。

3. 海外出張者と海外派遣者の労災保険の取り扱い

では、海外出張者と海外派遣者の労災保険はどのように取り扱われるのでしょうか。

「海外出張」の場合は、その海外出張者に關して何ら特別の手続きを要することなく、国内出張の場合と同様、その人が所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられます。すなわち「海外出張」の場合には、海外派遣者の特別加入制度に加入する必要はありません。

一方「海外派遣」の場合は、その海外派遣

【図表1】 海外派遣者として特別加入をすることができる範囲

海外派遣者として特別加入をすることができる範囲	
	日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業など、海外で行われる事業に従事する労働者
	日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外にある【別表1】に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主およびその他労働者以外の人
	独立行政法人国際協力機構など、開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する人

【別表1】 中小事業と認められる規模

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人
卸売業 サービス業	100人
上記以外の業種	300人

派遣される事業の規模の判断は、海外の各国ごとに、かつ、企業を単位として判断する。

【図表2】 「海外出張」と「海外派遣」のケースの一般的な例示

区分	海外出張の例	海外派遣の例
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 商談 2 技術・仕様等の打ち合わせ 3 市場調査・会議・視察・見学 4 アフターサービス 5 現地での突発的なトラブル対処 6 技術習得などのために海外に赴く場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外関連会社（現地法人、合併会社、提携先企業など）へ出向する場合 2 海外支店、営業所などへ転勤する場合 3 海外で行う掘付工事・建設工事（有期事業）に従事する場合（統括責任者、工事監督者、一般作業員などとして派遣される人）

者に関して、海外派遣者の特別加入手続きを行っていないければ、労災保険による給付が受けられないこととなります。

なお、出張中に発生した災害についての労災保険の取り扱いとは次のようになります。

会社の命令により出張する社員は、原則として出張の全期間にわたって事業主の支配下にあるものと考えられます。したがって、移動の際に合理的な経路から逸脱したり、出張目的とまったく関係のない行為を行って出張を中断したりした間に発生した災害を除き、出張期間中に発生した災害は業務災害となり、労災保険により給付を受けられます。

4.まとめ(ご質問のケース)

今回ご質問のケースは「インドに事業所を開設する予定のため、社員を現地に出張させる」ということで、業務内容は現地の視察や事前の打ち合わせと思われる。したがって、勤務の実態としては「海外出張」に当たると

考えられます。

3.で述べたとおり、「海外出張」においては、労働の提供の場が海外にあるというだけにすぎず、仮に海外出張者が出張中の行き帰りの飛行機事故で死亡した場合には、積極的な私的・恣意的行為により他国を経由する等、移動の際に合理的な経路から逸脱した場合を除き、海外出張者が所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられますので、海外派遣者の特別加入制度に加入する必要はありません（ただし、飛行機事故の場合は第三者行為災害に該当するため、航空会社から労災保険の給付目的と同じ内容の補償を受ける場合には、労災保険の給付との支給調整が行われる場合があります）。

今後、インドに事業所が開設され、日本から社員を現地へ派遣することがある場合には、海外派遣者の特別加入制度に加入していませんと、海外派遣中の社員に業務災害が発生した場合、労災保険による給付が受けられなくなりますので、特別加入を検討する必要があるでしょう。